

令和8年第3回水戸市議会定例会議案

水 戸 市

議 案

〔令和 8 年 9 月 7 日〕
〔第 3 回水戸市議会定例会〕

市議会議案第 91号	水戸市印鑑条例の一部を改正する条例	1
〃 第 92号	水戸市市民センター条例の一部を改正する条例	3
〃 第 93号	水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
〃 第 94号	水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	9
〃 第 95号	都市計画道路 3・3・2 号中大野中河内線（松が丘工区）斜路階段製作・架設工事請負契約の締結について	13
〃 第 96号	財産の取得について（ハイブリッド I P 無線機器）	15
〃 第 97号	財産の取得について（防災倉庫）	17
〃 第 98号	令和 8 年度水戸市一般会計補正予算（第 3 号）	19
〃 第 99号	令和 8 年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）	23
〃 第100号	令和 8 年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第 1 号）	25
〃 第101号	令和 8 年度水戸市介護保険会計補正予算（第 1 号）	27
〃 第102号	令和 8 年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計補正予算（第 1 号）	29
〃 第103号	令和 8 年度水戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）	31
〃 第104号	令和 8 年度水戸市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	33
報 告 第 31号	専決処分について（令和 8 年度水戸市一般会計補正予算（第 2 号））	35
〃 第 32号	専決処分について（水戸市印鑑条例の一部を改正する条例）	39
〃 第 33号	専決処分について（訴えの提起について）	41
〃 第 34号	専決処分について（訴えの提起について）	43
〃 第 35号	専決処分について（訴えの提起について）	45
〃 第 36号	専決処分について（訴えの提起について）	47
〃 第 37号	専決処分について（訴えの提起について）	49
〃 第 38号	専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）	51
〃 第 39号	専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）	55
〃 第 40号	専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）	59
〃 第 41号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	61
〃 第 42号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	63
〃 第 43号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	65
〃 第 44号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	67
〃 第 45号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	69
〃 第 46号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	71
〃 第 47号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	73

報 告	第 48号	令和 7 年度水戸市一般会計継続費精算について	75
〃	第 49号	令和 7 年度水戸市水道事業会計継続費精算について	79
〃	第 50号	健全化判断比率について	83
〃	第 51号	資金不足比率について	85
〃	第 52号	非強制徴収債権の放棄について	87
〃	第 53号	公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和 7 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	89
〃	第 54号	公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和 7 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	91
〃	第 55号	一般財団法人水戸市農業公社の令和 7 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	93
〃	第 56号	一般財団法人水戸市公園協会の令和 7 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	95
〃	第 57号	公益財団法人水戸市国際交流協会の令和 7 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	97
〃	第 58号	一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和 7 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	99
〃	第 59号	一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和 7 年度事業報告及び決算に関する書類の提出について	101
認 定	第 1 号	令和 7 年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について	103
〃	第 2 号	令和 7 年度水戸市公営企業会計決算認定について	105

水戸市印鑑条例の一部を改正する条例

水戸市印鑑条例（平成3年水戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード等（）」に、「であって」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書であって」に、「に限る」を「をいう」に改め、同条第2項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第13条の2第1項及び第17条第1号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市市民センター条例の一部を改正する条例

水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（使用できる者）

第3条の2 別表第2に掲げるセンターの施設（以下「センターの施設」という。）を使用できる者は、地域コミュニティ活動又は生涯学習活動を行う団体のうち、規則で定めるところにより登録を受けたものとする。

第4条第1項、第5条及び第6条中「センター」を「センターの施設」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、第3条の2に規定する登録（以下「登録」という。）を受けた者が、偽り其他不正の手段により当該登録を受けたときは、当該登録を取り消すことができる。この場合において、当該登録を取り消された者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

第7条の次に次の3条を加える。

（使用料）

第7条の2 使用者（登録を受けた団体で、その構成員のうち本市に住所を有するものの割合が7割未満であるものに限る。）は、許可を受けた際（市長が特に納期限を定める場合にあっては、当該納期限まで）に、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の還付）

第7条の3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由によりセンターの施設を使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者が、規則で定める日までにセンターの施設の使用の中止を届け出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（使用料の減免）

第7条の4 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第8条第1項中「前条」を「第7条第1項」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第15条 偽り其他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条の2、第7条の2関係）

施設名	使用時間			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	

ホール	1,800円	2,400円	2,100円
会議室、和室、調理室、 多目的室	600円	800円	700円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の市民センターの使用に係る使用の許可、団体の登録その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第5条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「により」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第5項及び第6項において同じ。）により」に改め、同条第6項中「次の」を「次の」に、「）で」を「）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所のいずれかで」に改める。

第26条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

第28条第2項第3号中「の規定」を「又は第3号の規定」に改める。

付則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

付則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

(水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「－第52条」に改める。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条第6号の次に次の3号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

(6)の3 満3歳以上限定小規模保育事業者 満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。

(6)の4 満3歳以上限定小規模保育事業所 満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 教育認定子ども 77,101円

第13条第4項第3号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」の次に「この」を加え、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法（昭和22年法律第26号）」を「同法」に改める。

第29条第1項中「第39条第4項」を「第39条第5項」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業（法第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。）の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第5項、第6項、第10項及び第11項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第5項、第6項及び第11項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、同条第6項中「、次の」を「次の」に、「」で」を「」又は満3歳以上限定小規模保育事業所のいずれかで」に改め、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「から」を「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から」に改める。

第47条第1項及び第2項並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「場合は」を「場合には」に改め、「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「この章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、第23条から第25条ま

で及び第27条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第3項において同じ。)が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「を、」を「（以下「看護師等」という。）を、」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項又は付則第8項若しくは付則第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第30条第4項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

5 第3項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項又は付則第8項若しくは付則第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師

等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第4項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

5 第3項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第28条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加える。

（水戸市児童福祉施設基準条例の一部改正）

第2条 水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第37条に次の1項を加える。

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（付則第2項、付則第4項又は付則第5項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付則第2項中「この項において」を削り、「限って」を「限り、」に改め、同項ただし書中「保育士」の次に「（同条第3項又は付則第4項若しくは付則第5項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

付則第6項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第2項又は」を「第37条第3項又は付則第2項若しくは」に改める。

付則に次の1項を加える。

7 第37条第3項及び付則第2項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部改正）

第3条 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例（令和2年水戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(6) 第1号、第2号及び第4号の保育士の資格を有する者は、1人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付則第6項中「限って」を「限り」に改める。

付則第7項の表付則第3項の項の前に次のように加える。

第6条第6号	第1号、第2号及び第4号の保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
--------	--------------------------	----------

付則に次の1項を加える。

- 8 第6条第6号及び付則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 第4項に定める者は、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付則第5項中「限って」を「限り」に改める。

付則第7項中「第3項から」を「第6条第6項及び付則第3項から」に改め、「者を」及び「当該」の次に「特定理学療法士等、」を加える。

付則に次の1項を加える。

- 8 第6条第6項及び付則第5項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、同条第4項に規定する者（同条第6項ただし書の

規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例(令和6年水戸市条例第60号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「の間」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分については、令和10年3月31日までの間)」を加える。

(水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年水戸市条例第61号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「の間」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分については、令和10年3月31日までの間)」を加える。

(水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年水戸市条例第62号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「の間」の次に「(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に係る部分については、令和10年3月31日までの間)」を加える。

(水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部を改正する条例(令和6年水戸市条例第63号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「の間」の次に「(満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に係る部分については、令和10年3月31日までの間)」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

都市計画道路 3・3・2 号中大野中河内線（松が丘工区）斜路階段製作・架設工事請負契約の締結について

都市計画道路 3・3・2 号中大野中河内線（松が丘工区）斜路階段製作・架設工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 都市計画道路 3・3・2 号中大野中河内線（松が丘工区）斜路階段製作・架設工事 |
| 2 契 約 金 額 | 314,050,000円 |
| 3 契約の相手方 | 横河 N S ・株木特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 神栖市砂山16番地 5
株式会社横河 N S エンジニアリング
代表取締役 湯 川 雅 之 |
| 構成員 | 神栖市砂山16番地 5
株式会社横河 N S エンジニアリング
代表取締役 湯 川 雅 之 |
| 構成員 | 水戸市吉沢町311番地 1
株木建設株式会社
代表取締役 株 木 康 吉 |

令和 8 年 9 月 7 日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

財産の取得について

ハイブリッド I P 無線機器として、次により取得するものとする。

記

1 動産の表示 ハイブリッド I P 無線機器 一式

- (1) ハイブリッド I P 無線機 180台
- (2) リチウムイオンバッテリー 180個
- (3) 充電器 180台
- (4) 充電器用 A C アダプター 180台
- (5) 保護ケース 180個
- (6) ストラップ 180個
- (7) フレキシブルアンテナ 180個
- (8) 防水型スピーカーマイク 82個
- (9) バッテリー内蔵型電源装置 82台

2 取得価格 45,782,000円

3 契約の相手方 水戸市石川 2 丁目4088番地の 1
株式会社綿引無線
代表取締役 綿 引 敏

令和 8 年 9 月 7 日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 法第96条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、
予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について

防災倉庫として、次により取得するものとする。

記

- 1 動産の表示 防災倉庫 12棟
- 2 取得価格 16,473,600円
- 3 契約の相手方 水戸市住吉町32番地の2
栄興防災株式会社
代表取締役 沼田章仁

令和8年9月7日提出

水戸市長 高橋 靖

令和 8 年度水戸市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度水戸市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,818千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,724,033千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 7 日提出

水戸市長 高 橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
17 県支出金		千円 10,852,517	千円 6,666	千円 10,859,183
	2 県補助金	3,343,610	6,666	3,350,276
21 繰越金		467,826	161,152	628,978
	1 繰越金	467,826	161,152	628,978
歳 入 合 計		131,556,215	167,818	131,724,033

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2 総務費		千円 11,277,347	千円 10,000	千円 11,287,347
	1 総務管理費	8,870,044	10,000	8,880,044
3 民生費		58,255,999	157,818	58,413,817
	3 生活保護費	10,558,347	157,818	10,716,165
歳 出 合 計		131,556,215	167,818	131,724,033

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
まちなか店舗等開設促進に係る債務負担	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	千円 5,000

第 3 表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率		償 還 の 方 法
			補 正 前	補 正 後	
交通政策事業	千円 16,200	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
デジタルイノベーション事業	18,100				
出張所事業	7,300				
市民センター事業	177,200				
交通安全対策事業	5,400				
芸術館事業	26,700				
社会福祉事業	312,200				
児童福祉事業	148,700				
保健所事業	2,900				
墓園斎場事業	13,500				
清掃事業	527,100				
上水道事業	109,000				
農業事業	127,900				
道路橋りょう事業	1,050,700				
河川事業	544,000				
都市計画事業	1,584,400				
住宅事業	204,500				
消防事業	360,600				
小学校事業	1,101,200				

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率		償 還 の 方 法
			補 正 前	補 正 後	
中学校事業	千円 2,573,700				
社会教育事業	138,100				
保健体育事業	592,600				
幼稚園事業	63,000				

令和 8 年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第 1 条 地方債の変更は、「別表地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 7 日提出

水戸市長 高 橋 靖

別表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率		償 還 の 方 法
			補 正 前	補 正 後	
卸売市場事業	千円 340,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和 8 年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度水戸市の駐車場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第 1 条 地方債の変更は、「別表地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 7 日提出

水戸市長 高 橋 靖

別表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率		償 還 の 方 法
			補 正 前	補 正 後	
駐車場事業	千円 85,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和 8 年度水戸市介護保険会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度水戸市の介護保険会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ491,207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,505,207千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 7 日提出

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 51,965	千円 491,207	千円 543,172
	1 繰越金	51,965	491,207	543,172
歳 入 合 計		26,014,000	491,207	26,505,207

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
5 諸支出金		千円 111,604	千円 491,207	千円 602,811
	1 償還金及び還付加算金	11,004	491,207	502,211
歳 出 合 計		26,014,000	491,207	26,505,207

令和8年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計補正予算（第1号）

令和8年度水戸市の母子父子寡婦福祉資金会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の変更は、「別表地方債補正」による。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

別表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率		償 還 の 方 法
			補 正 前	補 正 後	
母子父子寡婦福祉資金事業	千円 7,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和8年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度水戸市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度水道事業会計予算第6条を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率		償 還 の 方 法
			補 正 前	補 正 後	
建設改良事業	千円 1,824,900	普通貸借又は 債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和8年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度水戸市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(3) 建設改良費	5,876,662千円	31,000千円	5,907,662千円

第3条 予算第3条本文に「なお、営業費用中管渠費 36,000千円の財源に充てるため、企業債 36,000千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	9,727,763千円	32,000千円	9,759,763千円
第2項 営業外収益	5,132,110千円	32,000千円	5,164,110千円
	支	出	
第1款 下水道事業費	9,590,300千円	36,000千円	9,626,300千円
第1項 営業費用	8,676,290千円	36,000千円	8,712,290千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 4,174,129千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 116,887千円、過年度分損益勘定留保資金 246,170千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,811,072千円」を「不足する額 4,206,129千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 116,887千円、過年度分損益勘定留保資金 242,170千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,847,072千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	6,806,571千円	△ 1,000千円	6,805,571千円
第1項 企業債	4,123,200千円	15,500千円	4,138,700千円
第3項 国庫補助金	2,114,063千円	15,500千円	2,129,563千円
第4項 負担金及び分担金	552,351千円	△ 32,000千円	520,351千円
	支	出	
第1款 資本的支出	10,980,700千円	31,000千円	11,011,700千円
第1項 建設改良費	5,876,662千円	31,000千円	5,907,662千円

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	水戸市浄化センターNo.2雨水ポンプ設備改築事業	千円 937,000	令和8年度	千円 301,000	千円 937,000	令和8年度	千円 332,000
				令和9年度	301,000		令和9年度	301,000
				令和10年度	335,000		令和10年度	304,000

第6条 予算第6条を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額		起債の方法	利 率		償還の方法
	補 正 前	補 正 後		補 正 前	補 正 後	
下水道事業	千円 4,123,200	千円 4,174,700	普通貸借又は債券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和8年度水戸市一般会計補正予算（第2号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

令和 8 年度水戸市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度水戸市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,556,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により処分するものである。

令和 8 年 6 月22日処分

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 29, 210, 196	千円 93, 266	千円 29, 303, 462
	2 国庫補助金	5, 180, 594	93, 266	5, 273, 860
21 繰越金		452, 592	15, 234	467, 826
	1 繰越金	452, 592	15, 234	467, 826
歳 入 合 計		131, 447, 715	108, 500	131, 556, 215

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 民生費		千円 58, 147, 499	千円 108, 500	千円 58, 255, 999
	2 児童福祉費	22, 733, 609	108, 500	22, 842, 109
歳 出 合 計		131, 447, 715	108, 500	131, 556, 215

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市印鑑条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

水戸市印鑑条例の一部を改正する条例

水戸市印鑑条例（平成3年水戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年8月3日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

訴えの提起について

千波公園の駐車場（以下「駐車場」という。）の明渡し及び占用料相当額の支払を求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

記

1 訴えの相手方

[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

2 訴えの原因

駐車場に自動車を放置し、占有をしているため、当該駐車場の明渡しを求めたが応じなかった。

3 訴えの要旨

次の内容の判決及び第1号につき仮執行の宣言を求める。

- (1) 相手方に対し、駐車場の明渡し及び占用料相当額の支払を命ずる。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

4 上訴に関する取扱い

必要に応じて上訴するものとする。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年8月18日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

訴えの提起について

千波公園の駐車場（以下「駐車場」という。）の明渡し及び占用料相当額の支払を求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

記

1 訴えの相手方

2 訴えの原因

駐車場に自動車を放置し、占有をしているため、当該駐車場の明渡しを求めたが応じなかった。

3 訴えの要旨

次の内容の判決及び第1号につき仮執行の宣言を求める。

- (1) 相手方に対し、駐車場の明渡し及び占用料相当額の支払を命ずる。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

4 上訴に関する取扱い

必要に応じて上訴するものとする。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年8月18日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市休日夜間緊急診療所に勤務する看護師等の時間外勤務手当の支払遅延に関する損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

損害賠償の額を定めることについて

水戸市休日夜間緊急診療所に勤務する看護師等の時間外勤務手当の支払遅延に関する損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり定める。

発 生 日	令和5年5月22日から令和8年4月21日まで
相 手 方	別表のとおり
概 要	水戸市休日夜間緊急診療所に勤務する事務員、看護師、歯科事務員及び歯科衛生士に対し、令和5年4月から令和8年3月までの間の勤務に係る時間外勤務手当の未払い分の支払いに伴う遅延損害金を支払うものである。
損 害 賠 償 の 額	別表のとおり

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年5月25日処分

水戸市長 高 橋 靖

別 表

相 手 方 氏 名	相 手 方 住 所	損 害 賠 償 の 額
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	7,758円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	9,293円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	23,483円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	10,078円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	12,362円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	545円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	17,424円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	16,578円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	129円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	4,380円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	2,506円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	1,076円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	204円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	230円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	16,324円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	1,501円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	232円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	10,964円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	15,649円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	20,242円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	16,075円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	3,487円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	3,546円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	5,996円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	2,091円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	307円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	26,366円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	9,371円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	3,962円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	792円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	5,536円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	43,741円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	462円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	14,085円
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	341円

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市休日夜間緊急診療所に勤務する看護師等の時間外勤務手当の支払遅延に関する損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

損害賠償の額を定めることについて

水戸市休日夜間緊急診療所に勤務する看護師等の時間外勤務手当の支払遅延に関する損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり定める。

発 生 日	令和5年5月22日から令和8年4月21日まで
相 手 方	別表のとおり
概 要	水戸市休日夜間緊急診療所に勤務する事務員、看護師及び歯科衛生士に対し、令和5年4月から令和8年3月までの間の勤務に係る時間外勤務手当の未払い分の支払いに伴う遅延損害金を支払うものである。
損 害 賠 償 の 額	別表のとおり

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年6月24日処分

水戸市長 高 橋 靖

別 表

相 手 方 氏 名	相 手 方 住 所	損 害 賠 償 の 額
		5,273円
		9,252円
		3,638円
		11,358円
		11,969円
		1,583円
		1,069円
		14,423円
		39,990円
		29,354円
		4,147円
		7,799円

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市休日夜間緊急診療所に勤務する事務員の時間外勤務手当の支払遅延に関する損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

損害賠償の額を定めることについて

水戸市休日夜間緊急診療所に勤務する事務員の時間外勤務手当の支払遅延に関する損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり定める。

発 生 日	令和6年10月18日から令和8年4月21日まで
相 手 方	
概 要	水戸市休日夜間緊急診療所に勤務する事務員である相手方に対し、令和6年9月から令和8年3月までの間の勤務に係る時間外勤務手当の未払い分の支払いに伴う遅延損害金を支払うものである。
損 害 賠 償 の 額	5,108円

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年7月8日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和8年3月26日　午後3時50分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市中央1丁目4番1号　水戸市役所地下駐車場
和 解 の 相 手 方	[redacted]
事 故 の 概 要	生活安全課職員齋藤まり子は、市有車を運転し、上記場所において当該市有車のバックドアを開けたまま後退した際、駐車していた相手方の車両に接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、[redacted]に対し、損害賠償金として82,610円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年5月14日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和8年3月16日 午後1時45分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市石川2丁目4241番地の1 フィールドトップイシカワ
和 解 の 相 手 方	水戸市南町2丁目4番33号 香陵住販株式会社 代表取締役 薄 井 宗 明
事 故 の 概 要	清掃事務所職員渡邊徳彦は、市有車を運転し、上記場所において後退した際、相手方が管理するごみ集積所の扉に接触した。 この結果、当該ごみ集積所の扉が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、香陵住販株式会社に対し、損害賠償金として101,200円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年6月22日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和8年1月23日 午前10時50分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市杉崎町1460番地
和 解 の 相 手 方	水戸市杉崎町1460番地 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 理事長 高 崎 武 夫
事 故 の 概 要	市民課職員武藤学は、市有車を運転し、上記場所において転回しようとした際、相手方所有の車止めに接触した。 この結果、当該車止めが損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、社会福祉法人茨城県社会福祉事業団に対し、損害賠償金として170,500円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年7月3日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和8年5月13日 午後2時頃
事故発生場所	[redacted]地先
和解の相手方	[redacted] [redacted]
事故の概要	建築指導課職員坂下瞳は、市有車を運転し、上記場所において左折した際、相手方所有のコンクリート塀に接触した。 この結果、当該コンクリート塀が損傷したものである。
和解の条件	市は、[redacted]に対し、損害賠償金として204,600円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年7月13日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市新原2丁目2975番地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市新原2丁目2975番地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和8年4月30日 午前11時30分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市新原2丁目2975番地先
和 解 の 相 手 方	[REDACTED]
事 故 の 概 要	上記場所の歩道の境界ブロックが隆起していたため、当該隆起部分を歩行した相手方が転倒した。 この結果、相手方が負傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、[REDACTED]に対し、損害賠償金として41,671円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年6月12日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市中丸町542番7地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市中丸町542番7地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和8年3月23日 午後4時30分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市中丸町542番7地先
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を歩行した相手方が転倒した。 この結果、相手方が負傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、損害賠償金として164,787円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年7月14日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、XXXXXXXXXXで発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和8年6月3日 午後3時頃
事 故 発 生 場 所	〃
和 解 の 相 手 方	〃
事 故 の 概 要	千波公園敷地内の樹木の枝が落下し、相手方の所有する建物の屋根等に接触した。 この結果、当該屋根等が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、〃に対し、損害賠償金として821,268円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和8年7月22日処分

水戸市長 高 橋 靖

令和7年度水戸市一般会計継続費精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和7年度水戸市一般会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和 7 年 度 水 戸 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	年 度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土木費	3 河川費	吉沢町・住吉町第2調整池整備事業	6	54,000,000	-	54,000,000	-	-
			7	116,000,000	-	116,000,000	-	-
			計	170,000,000	-	170,000,000	-	-
9 消防費	1 消防費	緑岡出張所改築事業	5	184,300,000	-	175,000,000	-	9,300,000
			6	402,800,000	-	295,200,000	9,700,000	97,900,000
			7	9,000,000	-	6,700,000	-	2,300,000
			計	596,100,000	-	476,900,000	9,700,000	109,500,000
10 教育費	2 小学校費	酒門小学校校舎増築事業	6	157,000,000	39,943,000	112,900,000	-	4,157,000
			7	397,000,000	93,199,000	293,700,000	-	10,101,000
			計	554,000,000	133,142,000	406,600,000	-	14,258,000
		石川小学校長寿命化改良事業	4	711,200,000	130,456,000	580,600,000	-	144,000
			5	1,136,100,000	222,989,000	834,700,000	-	78,411,000
			6	59,700,000	-	24,300,000	-	35,400,000
			7	47,000,000	-	35,200,000	-	11,800,000
			計	1,954,000,000	353,445,000	1,474,800,000	-	125,755,000

継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 と の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
21,600,000	-	21,600,000	-	-	32,400,000	-	32,400,000	-	-
114,635,000	-	114,600,000	-	35,000	1,365,000	-	1,400,000	-	△ 35,000
136,235,000	-	136,200,000	-	35,000	33,765,000	-	33,800,000	-	△ 35,000
178,473,030	-	175,000,000	-	3,473,030	5,826,970	-	-	-	△ 5,826,970
359,851,885	-	248,100,000	9,706,013	102,045,872	42,948,115	-	47,100,000	△ 6,013	△ 4,145,872
21,102,798	-	-	-	21,102,798	△ 12,102,798	-	6,700,000	-	△ 18,802,798
559,427,713	-	423,100,000	9,706,013	126,621,700	36,672,287	-	53,800,000	△ 6,013	△ 17,121,700
151,447,468	39,943,000	108,600,000	-	2,904,468	5,552,532	-	4,300,000	-	1,252,532
358,653,396	93,199,000	249,800,000	-	15,654,396	38,346,604	-	43,900,000	-	△ 5,553,396
510,100,864	133,142,000	358,400,000	-	18,558,864	43,899,136	-	48,200,000	-	△ 4,300,864
-	-	-	-	-	711,200,000	130,456,000	580,600,000	-	144,000
819,152,308	133,649,000	616,600,000	-	68,903,308	316,947,692	89,340,000	218,100,000	-	9,507,692
958,066,024	225,219,000	685,700,000	-	47,147,024	△ 898,366,024	△ 225,219,000	△ 661,400,000	-	△ 11,747,024
113,311,928	-	83,900,000	-	29,411,928	△ 66,311,928	-	△ 48,700,000	-	△ 17,611,928
1,890,530,260	358,868,000	1,386,200,000	-	145,462,260	63,469,740	△ 5,423,000	88,600,000	-	△ 19,707,260

令和 7 年度水戸市水道事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度水戸市水道事業会計継続費精算について別紙のように報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和 7 年 度 水 戸 市 水 道 事 業

款	項	事 業 名	年 度	全 体 計 画		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳	
					企 業 債	損 留 益 保 勘 資 定 金
1 資本的支出	1 建設改良費	枝内取水場導水施設整備事業	5	490,000,000	308,800,000	181,200,000
			6	306,600,000	168,100,000	138,500,000
			7	143,000,000	100,100,000	42,900,000
			計	939,600,000	577,000,000	362,600,000
		楮川浄水場及び開江浄水場中央監視操作施設取替事業	5	572,000,000	457,600,000	114,400,000
			6	572,000,000	429,000,000	143,000,000
			7	572,000,000	400,400,000	171,600,000
			計	1,716,000,000	1,287,000,000	429,000,000

会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

実 績			比 較		
支 払 義 務 額 発 生 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 支 払 義 務 の 差	左 の 財 源 内 訳	
	企 業 債	損 益 勘 定 金 留 保 資 金		企 業 債	損 益 勘 定 金 留 保 資 金
251,020,000	154,000,000	97,020,000	238,980,000	154,800,000	84,180,000
278,069,000	219,600,000	58,469,000	28,531,000	△ 51,500,000	80,031,000
313,500,000	203,400,000	110,100,000	△ 170,500,000	△ 103,300,000	△ 67,200,000
842,589,000	577,000,000	265,589,000	97,011,000	-	97,011,000
228,000,000	228,000,000	-	344,000,000	229,600,000	114,400,000
228,000,000	228,000,000	-	344,000,000	201,000,000	143,000,000
1,242,400,000	831,000,000	411,400,000	△ 670,400,000	△ 430,600,000	△ 239,800,000
1,698,400,000	1,287,000,000	411,400,000	17,600,000	-	17,600,000

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、令和8年度に算定した健全化判断比率について、別紙監査委員の審査意見を付けて次のように報告する。

記

実質赤字比率	－
連結実質赤字比率	－
実質公債費比率	8.8%
将来負担比率	128.5%

備考 「－」は、該当数値がないことを示す。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項に基づく審査

2 審査の対象

令和7年度決算等に基づき令和8年度に算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和8年7月13日から同年8月7日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月24日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っているが、実質公債費比率及び将来負担比率は、県内各市や他の中核市と比較すると高い水準にあることから、今後も比率の改善に向けた取組を着実に進める必要がある。「みと未来財政プラン」に示す目標の達成に向けて、引き続き、公債費負担の軽減及び市債残高の抑制に取り組むとともに、税収の確保や多様な財源の拡充を図り、健全で持続可能な財政運営に努められたい。

記

（単位 %）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ (11.25)	－ (16.25)	8.8 (25.0)	128.5 (350.0)

備考1 「－」は、該当数値がないことを示す。

2 早期健全化基準の数値を括弧内に記載した。

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、令和8年度に算定した資金不足比率について、別紙監査委員の審査意見を付けて次のように報告する。

記

公設地方卸売市場事業会計	－
東前第二土地区画整理事業会計	－
水道事業会計	－
下水道事業会計	－

備考 「－」は、該当数値がないことを示す。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項に基づく審査

2 審査の対象

令和7年度決算等に基づき令和8年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和8年7月13日から同年8月7日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、7月24日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

いずれの会計も資金不足は生じていないが、一般会計からの繰入金のうち、国が定めた繰出基準に基づかない基準外の繰入れにより収入を補っている会計もあることから、経営状況や事業の進捗状況等を踏まえ、基準外繰入金の縮減を図るとともに、各会計の健全な経営に努められたい。

記

（単位：%）

会 計 名	資金不足比率
公設地方卸売市場事業会計	－（20.0）
東前第二土地区画整理事業会計	－（20.0）
水道事業会計	－（20.0）
下水道事業会計	－（20.0）

備考1 「－」は、該当数値がないことを示す。

2 経営健全化基準の数値を括弧内に記載した。

非強制徴収債権の放棄について

水戸市債権管理条例（平成23年水戸市条例第2号）第6条第2項の規定に基づき、令和7年度に放棄した非強制徴収債権について、次のように報告する。

記

会 計 名	債 権 名	件 数	金 額	債権放棄の根拠
一般会計	放課後学級負担金	23件	128,100円	第6条第1項第1号
	住宅使用料	710件	5,680,100円	第6条第1項第1号
		49件	660,300円	第6条第1項第4号
	給食費	247件	1,086,200円	第6条第1項第1号
	高齢者お祝金返還金	1件	50,000円	第6条第1項第1号
母子父子寡婦福祉資金 福祉資金会計	母子父子寡婦福祉資金 貸付金元金収入	1件	1,878,471円	第6条第1項第1号
	違約金	3件	390,182円	第6条第1項第1号
水道事業会計	水道料金	1,472件	5,367,758円	第6条第1項第1号
		16件	55,933円	第6条第1項第4号

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和7年度事業報告及び 決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和7年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和7年度事業報告及び決算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和7年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市農業公社の令和7年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市農業公社の令和7年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市公園協会の令和7年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市公園協会の令和7年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市国際交流協会の令和7年度事業報告及び決算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市国際交流協会の令和7年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和7年度事業報告及び決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和7年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和7年度事業報告及び 決算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和7年度事業報告及び決算に関する書類を別冊のように提出する。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和7年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について

- 1 令和7年度水戸市一般会計決算
- 2 令和7年度水戸市国民健康保険会計決算
- 3 令和7年度水戸市公設地方卸売市場事業会計決算
- 4 令和7年度水戸市駐車場事業会計決算
- 5 令和7年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計決算
- 6 令和7年度水戸市公共用地先行取得事業会計決算
- 7 令和7年度水戸市介護保険会計決算
- 8 令和7年度水戸市介護サービス事業会計決算
- 9 令和7年度水戸市後期高齢者医療会計決算
- 10 令和7年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計決算

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付けて提出し、認定に付するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖

認定第2号

令和7年度水戸市公営企業会計決算認定について

- 1 令和7年度水戸市水道事業会計決算
- 2 令和7年度水戸市下水道事業会計決算

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付けて提出し、認定に付するものである。

令和8年9月7日提出

水戸市長 高 橋 靖